

性的指向及び ジェンダーアイデンティティの 多様性に関する国民の理解の増進 に関する法律を知っていますか？



理解増進法は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、
等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの
基本理念に基づいて、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な
社会の実現に資することを目的に、いわゆる理念法として制定された法律です。

国、地方公共団体及び事業主等は
知識の普及や相談体制の整備等について努めることとされています。

「性的指向」とは？

恋愛感情又は
性的感情の対象となる性別
についての指向です。

「ジェンダーアイデンティティ」とは？

自身の性別についてのある
程度の一貫性を持った認識を指
すものと解されています。

内閣府 HP において理解増進法に関する Q&A を掲載しています。

内閣府 性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進

検索

<https://www8.cao.go.jp/rikaizoshin/index.html>



内閣府性的指向・ジェンダーアイデンティティ
理解増進担当

〒100-8914
東京都千代田区永田町 1-6-1 中央合同庁舎第 8 号館
Tel: (代表) 03-5253-2111



各種相談窓口

性的指向及びジェンダーアイデンティティに関するご相談は
各種相談窓口においても受け付けています。

みんなの人権 110 番（全国共通人権相談ダイヤル）

差別や虐待、ハラスメント等、様々な人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。

ご相談は
こちらから

TEL : 0570-003-110

HP : <https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html>



インターネット人権相談受付窓口

差別や虐待、ハラスメント等、様々な人権問題についての相談を受け付けています。

ご相談は
こちらから

HP : <https://www.jinken.go.jp/>



24 時間子供 SOS ダイヤル

こどもの様々な悩みに関する相談窓口です。

ご相談は
こちらから

HP : https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm



総合労働相談コーナー

都道府県労働局など全国 379 か所に設置している総合労働相談コーナーでは、性的指向及びジェンダーアイデンティティに関連する労働問題を含むあらゆる労働問題についての相談を受け付けています。

ご相談は
こちらから

HP : <https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>



よりそいホットライン（セクシュアルマイノリティ専門ライン）

生活上の様々な悩みを抱える方々の相談先として、
性別の違和や同性愛などに関する相談なども受け付けています。

ご相談は
こちらから

TEL : 0120-279-338（岩手県・宮城県・福島県以外）※ガイダンスが流れたら4を

TEL : 0120-279-226（岩手県・宮城県・福島県）
押してください。

HP : <https://www.since2011.net/yorisoi/n4/>

